

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～20,000人以下(※3)	20,000人超(※4)
大声なし	収容定員まで可	収容定員まで可(※3)	
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。また、大声ありの場合収容定員の半分かつ5,000人以下とする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2:「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3:感染防止安全計画の作成・実施を条件となっており、「大声なし」の担保が前提となる。

※4:感染状況及び検査体制の逼迫状況に鑑み「ワクチン検査・パッケージ」及び「対象者全員検査」による人数制限の緩和は適用しない。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者5,000人超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること
- 5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。
- **5,000人以下のイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること(詳細は「イベントの開催制限について」を確認)**

- 要請発出日から3日間を周知期間とする。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、周知期間終了までに販売されたもの限り、キャンセル不要とする。